

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和 2 年 5 月 1 5 日
招 集 年 月 日	令和 2 年 5 月 2 2 日
招 集 場 所	知立市中央公民館 2 階 第 1 ・ 第 2 会 議 室
参 集 時 間	午後 1 時 5 5 分、委員 1 8 名、市民部長および事務局 3 名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 杉浦直美 2 坂田盛彦 3 高村昭広 4 杉原敬正 5 石原國彦 6 山岡孝子 7 高木芳夫 8 毛受浩 9 竹本有基 1 0 加藤勝男 1 1 岡田均 1 2 林勝則 1 3 鈴木和幸 1 4 池田とみゑ 推進委員：三井欽雄 岩瀬晴彦 中野明夫 成瀬廣美 計 1 8 名
事 務 局	鶴田市民部長、近藤事務局長、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
途 中 入 退 席	成瀬廣美 （議案第 4 号審議中（農業委員会等に関する法律第 31 条：議事参与の制限））
開 会 時 間	午後 1 時 5 7 分 開会宣言 総会規則第 7 条の規定により定足数に達しておりますので総会を開会します。（会長）
日 程 第 一	午後 1 時 5 8 分 議事録署名委員の指名 1 0 加藤勝男 1 1 岡田均 委員を指名します。（会長）
日 程 第 二	議案の審議
第 1 号 議 案 1 番	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第 1 号について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員 8：土地所有者から事前に話を伺ってきました。申請地は地図のとおり宅地が 4 件並んでいる一角で、すべて申請者の親戚です。説明のとおり今回所有者の息子の家を建てると話を聞いています。周りは農地で囲まれてはいますが、住宅に接続していることから今回の申請は問題ないと思います。 会 長：地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは承認することといたします。 （午後 2 時 0 4 分）

第 2 号 議 案 1 番	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第 2 号について議案書をもとに説明】 会 長：地元の委員さん、補足説明はありますか。 委員 1：申出人より事前に話を伺ってきました。2 年前までは、田んぼの耕作を自身で行っていたが、体調が悪くなり、現在は、認定農業者の加藤正行さんに耕作を依頼している。また、説明のとおり申請地以外に残りの農地はないため、今回の申出が最後となります。 会 長：地元の委員さんより補足説明がありましたが、他に何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは承認することといたします。 （午後 2 時 0 7 分）
第 3 号 議 案 1 番 2 番	生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について 【議案第 3 号 1 番、2 番について議案書をもとに一括説明】 会 長：斡旋協力の依頼になりますので、地元の委員のみなさまは現地を確認いただき、期日までに回答のご報告いただきますようよろしくお願いします。 （午後 2 時 1 2 分）
第 4 号 議 案 1 番	相続税納税猶予に関する適格者証明願について 【議案第 4 号について議案書をもとに説明】 会 長：今後は、具体的には相続人の子である夫婦が中心に農作業を行っていくことを聞いておりますので、問題はないかと思います。何かご質問、ご意見はありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは承認することといたします。 （午後 2 時 1 6 分）
日 程 第 三 報 告 案 件 1 番 2 番	会 長：報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。 なお、報告案件第 2 号については、別冊に基づいて事務局より補足説明をお願いします。 事務局：農業委員会活動の令和 2 年度活動計画（案）（以下、活動計画）について説明いたします。4 月総会において報告第 5 号農業委員会活動の点検・評価（案）について報告させていただきご意見をいただきましたが、今から説明

するものは令和２年度の活動計画になります。昨年度からの変更点を中心に説明をさせていただきます。

「Ⅰ-1 農家・農地等の概要」について、右側表の認定農業者の経営数について、1名が期間満了に伴い更新をしなかったため、7から6へ変更しています。

「Ⅰ-2 農業委員会の体制」について、新制度に基づく農業委員会の表の40代以下への計上が漏れていたため、1名計上しております。

「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集積化」について、農業委員会活動の令和元年度の点検評価（案）（以下、点検評価）の集積実績②の数値をこれまでの集積面積に計上し、新規集積面積の直近3年平均の9haを加算した、215haを集積面積目標といたしました。その他、実績等の数値以外の変更はありません。なお、今回郵送が遅くなり委員のみなさまに事前にご確認いただく期間が短くなり申し訳ございませんでした。本日までに委員のみなさまからご意見、ご質問等はいただいております。

会 長：報告第2号について補足説明がありましたが、何かご質問、ご意見等がありますか。

委員9：点検評価「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」のこれまでの集積面積が207haで、集積実績が206haになっており、数字が異なっているが問題ないですか。

会 長：その他において説明予定でした点検評価の修正についてのご質問がありましたので、先に、事務局より説明のうえ、活動計画と併せてご意見、ご質問をいただくことといたします。

事務局：点検評価についての修正についてご説明させていただきます。先日、郵送にて委員のみなさまに送付させていただきました、別冊の修正版をご覧ください。

「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」について説明いたします。同封しました、修正事項についてでも記載させていただきましたが、これまでの集積面積に一部市外の面積が計上されていることが判明しました。正しい数字は200haとなります。こちらについては、計画の数字をそのまま表示することになるため、計画の数字も併せ変更の必要があるか県へ確認しており、現在のところまだ回答がいただけておりませんので、さしあたり当初計画で表示していた数字207haを掲載しております。昨年4月から今年の3月まで6ha増加しているため、集積実績は206haとなります。こちらは、実際の集積実績の累積と相違ないことを確認しております。点検評価についても本日までに委員のみなさまからご意見、ご質問はいただいております。この内容でよろしければ、活動計画と併せて、本日以降、ホームページに掲載し一か月の意見募集を行ったのち、委員のみなさまへ意見募集の結果を6月総会または文書等で報告のうえ、県へ報告したいと思いま

す。以上で説明を終わります。

会 長：活動計画、点検評価について併せて説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありますか。

委員 9：点検評価について、「Ⅱ-1 現状及び課題、Ⅱ-2 令和元年度の目標及び実績」についてこれまでの集積面積、集積実績②とあるが、2つの数字が異なっていますがこれは問題ないですか。また、活動計画についてこれまでの集積面積が206haとあるが、集積実績②は県へ提出の数字と異なるため、県の指示の回答待ちとのことですが、それに伴い、計画の数値も変更しうるのでしょうか。

事務局：1点目の点検評価のこれまでの集積面積の数値は平成31年4月時点の集積面積になります。集積実績②については令和元年度中に集積を行ったうえの令和元年度末の結果になります。従って、これまでの集積面積と集積実績②の数字は必ずしも同じにはなりません。また、これまでの集積面積は平成31年4月現在の計画時点での数字が207haではなく、200haであることが確認とれましたので、現在修正について県へ確認をしております。今後、県から修正可能との回答がいただければ、数字を修正し、ホームページ等へ掲載する予定ですが、ここの数字はあくまでも計画の数字のため、修正せず、実績のみ正しい数字を掲載するよう指示があれば、今回提示した形で表示することになります。

また、点検評価の集積実績②の数値が活動計画のこれまでの集積面積の数値になりますので、こちらの2か所は同じ数値になります。

委員 9：点検評価で、「Ⅱ-1 現状及び課題」のこれまで集積面積は平成31年4月時点の数値で、「Ⅱ-2 令和元年度の目標及び実績」の集積実績②は元年度末の実績数値とのことだが、うち新規実績が10haとなっており、仮にこれまでの集積面積が200haだったとすると、210haにならなければいけないため、計算が合わないのではないのでしょうか。

事務局：点検評価に併せて添付させていただきました点検評価における修正事項についてにおいて説明させていただいておりますが、新規の集積面積は①と④の合計の10haになります。しかし、②と③で減った面積が4haありますので、差引した結果6haが増加したことになります。

委員 9：わかりました。

会 長：他にご意見、ご質問はありますか。

委員 10：活動計画の「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について、3点伺います。

1点目、「Ⅱ-1 現状及び課題」について集積率が53.3%となっているが、53.8%の誤りではないのでしょうか。

2点目、「Ⅱ-2 令和2年度の目標及び活動計画」の集積面積の目標を215haとし、うち新規集積面積を9haとしているが、令和元年度の新規集

積面積の実績が10haに対して、今年度の目標が9haに設定することは努力目標として少ないのではないのでしょうか。

3点目、「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について、29年度から3年間新規参入の経営体は0となっている。このような、現状の中、認定農業者が6名しかおらず、実際、3年間で一人も増えていない。この現状を変えていくためには、課題に示した内容をより具体的にどのような努力をしていくのか示していく必要があるのではないのでしょうか。

事務局：1点目については、計算誤りですので、53.8%に訂正させていただきます。

2点目については、いままでの目標値を参考にこちらで考えたものではありますが、必ずこの目標でなければならないものではありません。

委員10：前年の実績が10haであるため、今年度も昨年同様に10haにしてはどうでしょうか。

事務局：直近3か年の実績の平均値と前年の新規実績の双方を鑑みて10haとして集積面積を216haとすることは可能でありますので、みなさまよりご意見いただければと思います。

会長：前年度の新規実績が10haであるため、目標も9haではなく10haとし努力目標として高く設定しても良いと思います。

事務局：他にご意見なければ、新規集積面積を10haとして、目標設定の考え方を直近3か年の平均値および前年の実績をもとに算出という形に変更させていただきたいと思います。

委員12：令和元年度の活動計画の際も目標値を10haとしているのですか。

事務局：令和元年度の活動計画の際の目標値は、7haとしています。

委員12：目標値の10haの根拠はどこからでてきたのですか。

事務局：令和元年度の新規集積実績面積が10haという点からです。

委員12：元年度の目標値が7haで、実績が10haであったという事実があることはわかりました。2年度においては、10haに近い9haの数字を目標値として立てたという理屈であるのならば、元年度の目標値である7haよりも高い数値であるため、10haにせず9haを目標値にすることについては問題ないのではないのでしょうか。

事務局：2年度の目標値を決める際に、直近3か年の平均として9haがでました。ただし、元年度の実績が10haであったため、両方を踏まえて、10haにしてはどうかという意見に対して、議論しているものと理解しております。

会長：従来通り直近の平均値である9haでも問題ないという意見と、元年度の実績も踏まえて努力目標として10haと掲載するべきとの意見がでましたので、委員のみなさまにどちらが妥当か挙手をお願いしたいと思います。

委員：(挙手：9ha：2名、10ha：多数)

会長：挙手多数により10haと掲載したいと思います。

委員 8：元年度の 7 ha の目標根拠が直近 3 か年ではなく、直近 6 か年の平均値となっていますが、今回 3 か年に変更した意味は何かありますか。

事務局：前年度からの数字を積み上げの中で、ここ数年の集積面積の伸び率が大きかったためです。目標設定の数値を変えることに対しての意見があれば、訂正させていただきます。

会 長：目標設定の考え方について県からの指定はあるのでしょうか。

事務局：指定はありません。

会 長：各委員の方の考えはそれぞれあるかと思いますが、知立市の考え方を決定し掲載すれば問題ないということです。

事務局：農業委員会の目標設定の考え方になるため、変更することについては問題ありませんので、適宜ご意見いただければと思います。

委員 9：事務局の考え方に賛成します。長年統計をとると、統計の変化が著しくなることがあります。今回は、事務局で統計の傾向を反映した目標設定をしていることがわかりましたので、過去の 3 か年の平均と昨年度の新規集積面積を基に算出した目標値で良いと思います。

会 長：今後も、目標設定の考え方は方針を定めておいてください。

続いて、先ほど質問のありました活動計画の「Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について、もう少し具体的にという話でしたので委員 10 ご意見をお願いします。

委員 10：過去 3 年間の新規は 0、令和 2 年度目標は 1 経営体、目標面積を 3 0 a としています。

目標の問題はありませんが、目標を実現するために、どのような努力をするのか、本当に目標を実現できるのかを農業委員会でどうやって増やしていけるかを協議したことがありません。今後もこのままでは、計画の実現性は低いため、もう少し具体性をもつべきではないでしょうか。

また、「Ⅲ-2 令和 2 年度の目標及び活動計画」の※ 2 部分で目標達成の為に具体的に記入するよう記載があるが、実際に、具体的な内容が書かれていません。

委員 12：経営体を増やすことがすべてではなく、既存の経営体が拡大することも評価につながると思います。市の施策として畦畔除去への補助等にも取り組んでおり、これらは評価につながるため、施策を掲載することも具体的な対策ではないでしょうか。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想は既に農業委員会で議論をしてきました。こうしたことを踏まえて畦畔除去等の内容もより具体的なことを盛り込む必要があると思います。点検評価や活動計画について農業委員会へ協議される前の事務局のチェックはどの程度行っているのでしょうか。

事務局長：活動計画につきましては、4 月総会後、事務局で点検・評価を確認しながら、作成をしております。ご指摘いただいた点につきましては、課長まで

の決裁をしております。中身として前進した内容になっていない点につきましては、事務局の力が足りていない部分と思います。ただ、内容としては、こちらに明記はできておりませんが、昨年度からみなさまに活動いただいております最適化推進活動や畦畔除去の取り組み等農業者のみなさまからのご提案に基づいて、少しでも農業振興が図れるような取組は出来ていると思います。ただ、表現的にそのような内容が含まれていないことは事実です。

委員 3 : 新規就農者を 1 名増やす目標としていく上で、いきなり 30a 誰かが貸してくれるのかという問題や、市街化が拡張されていく議題が昨年から出てきた中で市内の農業の流れが大きく変わってきており、農地の面積は減っていくという問題が目前に見えています。面積は減っていくが集積は増やさないといけないという矛盾に陥ります。そのため、面積が減っていく前提になるという点を足し、掲載内容を従来から変化させた方が良いのではないのでしょうか。

また、委員のみなさんで農地パトロールを行い、問題個所が見つかる中で、遊休農地や無断転用が書面上では 0ha となっています。1ha 未満のため 0ha と掲載しているのか、加算されていないのかはわかりませんが、ヘクタール単位ではなく、アール単位に変換するなどの方向性の見直しする必要がありますのではないのでしょうか。

会 長 : 活動計画の「Ⅲ-2 令和 2 年度の目標及び活動計画」において新規就農者の 1 経営体目標面積 30a となっているが、水稻中心の経営体となると面積にも限りがあるため、限界があるのではないかと考えています。ただ、認定農業者は水稻に限定された制度ではありません。市内には既に苺農家や酪農農家が認定農業者として存在しています。また、現在は認定農業者ではないものの畑作農家や梨農家も存在しており、今後、それらの農家が認定農業者になり得る可能性はあると思います。今後、具体的に認定農業者をどのように増やしていくかは、委員のみなさまとともに議論していくことが求められてきますが、表現するには難しい部分があります。ついては、議論は必要にはなっていますが、今回の活動計画においてお示しすることについては、事務局作成の内容とさせていただきたく思います。よろしいでしょうか。

事務局 : こちらの活動計画については、年間を通して、事務局が相談業務の中で逐一実施していくということで、掲載のとおりの内容にさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 12 : 理解を深めるために、令和 2 年度の農業行政に係る予算計上はどのようなものを行っているのか、教えていただきたいです。

事務局長 : 昨年度から始めさせていただいた畦畔除去については、昨年度同様 6 区画 12 万円分を引き続き予算計上をしております。認定農業者の方からは、畦

	畔除去をしたい圃場がまだ多くあると聞いておりますので、可能な限り作業効率向上の支援をしていけたらと思います。また、令和２年度、３年度の２か年において農業振興地域整備計画の見直し業務がありますので、２か年合計で６００万円程度の委託料を計画しております。その他、昨年度まで農林水産省より交付金をいただいております事業について、今年度は市単独で行う事業になりますので２０万円弱予算を計上しております。農業委員会に関する予算については、昨年度より、農用地利用最適化推進活動経費をみなさまの報酬に上乗せさせていただき費用を国に要望しておりますので、今年度も引き続き国に要望しております。 委員 12：そのような予算を確保しているのであれば、広く PR していくべきではないでしょうか。 事務局長：農業振興の予算の確保について、今後も努力していきますので、よろしくお願いします。 会 長：活動計画の「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について委員 10 からの質問ですが、文言では具体的な表現が難しいですが、多少事務局で工夫いただき、活動計画について事務局よりお示しいただきましたので、掲載どおりの内容にしたいと思います。ただ、具体的にはその都度みなさまにご協力いただくことにはなりますので、その際はよろしくお願いします。 （午後 3 時 1 4 分）
日 程 第 四 そ の 他	【その他】 ・令和２年度 総会開催予定表の配布 6 月総会の日程および会場の変更。7 月総会の会場の変更。 ・活動状況報告について 農業委員・推進委員合同研修会の開催について ・納税猶予の現地確認について 税務署より依頼文が届いたら日程調整を行う予定。 例年、6 月末から 7 月中旬にかけて実施しているため、予定通り依頼通知がであれば、現委員での実施を依頼。 （午後 3 時 2 0 分）
閉 会 時 間	午後 3 時 2 0 分 閉会宣言（会長） 農業委員会総会を閉会します。